

会議記録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和4年度 高松市医療安全推進会議
開催日時	令和4年10月6日(木) 14時～15時15分
開催場所	高松市保健センター 5階 会議室
議題	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 医療相談窓口の実績報告 (3) 相談事例の検討 (4) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	伊藤委員、真田委員、高島委員、松下委員、春田委員、宮崎委員、河野委員、和田委員、松岡委員、筒井委員
傍聴者	0人 (定員 3人)
担当課及び連絡先	保健予防課 839-2860

会議経過及び会議結果

委員紹介・あいさつの後、次の議題について協議した。

(1) 会長及び副会長の選出

要綱第5条に基づき、委員の互選により会長及び副会長が選任された。

会長 伊藤委員 副会長 真田委員

(2) 医療相談窓口の実績報告

事務局から説明後、委員から質疑等があり、事務局が回答した。

(委員) コロナ前と比べこのような質問が増加した等、何か特徴はあるのか。

(事務局) 「何科を受診すればよいか」という医療機関の案内に関する質問、「受診した際、医療機関の対応がこれまでと変わっているのはコロナが原因なのか」という質問が増加した。

(委員) 頻回に相談いただくケースや相談時間が長時間になるケースがあると思うが、その理由はあるのか。

(事務局) 相談者の納得が得られなかった際や解決が難しい問題の場合、相談時間が長時間に及んだり、何度か相談いただいたりすることがある。

(委員) このようなケースに対しての対応マニュアルや対応の方針を作られているのか。

(事務局) 保健所でマニュアルは作成していない。担当職員に関しては、毎年、医療相談の研修を通じて経験や知識を身に付けたり、医療相談担当者連絡会等で他の医療機関の方と意見交換をし、学んだことを活用し対応に当たっている。

(3) 相談事例の検討

各事例について、事務局から説明後、委員から質疑等があり、事務局が回答した。

< A-8 >

(委員) 診断名や診断書の内容に関しては、医師や歯科医師が診察をし、その所見に基づき記載するものであるため、患者より事前にこのような診断書が欲しいとお願いされても希望通りに記載することはできないものである。相談事例の場合であれば、保健所の対応でよいと思う。

< A-10 >

(委員) カルテ開示を依頼すると、医療過誤か訴訟の準備をしていると思われることがある。カルテ開示をしているのに、信頼関係を取り戻したいとなると矛盾していると思う。信頼関係の修復を望むのであれば、最初からカルテ開示をするのではなく、弁護士を通して担当医に自分の気持ちを伝えるのが良かったのではないかと思う。

(委員) インプラント等高額の自費治療の場合は、契約書や文書に残していただくのが良い。高齢化社会になっているので、高齢の方が高額のコストがかかる治療を受ける際は、御家族の方に一緒に説明を聞いていただき、納得した上で治療を受けていただくことで、トラブルに発展する確率が減少すると思う。

< D-4 >

(委員) 金銭の支払い拒否や医療機関に危害を加える場合に診療拒否できたと思うのだが、実際どのような時に診療拒否が出来るのか？

(委員) 応召義務を任されている先生方は、「正当な事由」がなければこれを拒んではいけないと規定されており、「正当な事由」がある場合は診療拒否ができる。令和元年の年末に「応召義務をはじめとした診察治療の求めに対する適切な対応の在り方等について」の通達が出ている。通達の内容には、①緊急対応が必要であるかどうか ②診療を求められたのが診療時間内なのか時間外なのか ③患者の迷惑行為・医療費不払い等患者との信頼関係の話と、大きく分けて3つの重点がある。状況にもよるが、事例の記載からすると緊急性の少ない事案なのではないかと考えられ、その場合は専門性や諸般の事情を考慮して「正当な事由」が認められるのではないかと思う。

(委員) 少し問題だと思われることは、最初からかかりつけ医ではないから診られないという対応をしたことである。言葉のやり取りで患者が気分を害されることもあるので、日頃から患者への対応については気を付けていただきたい。

< E-1 >

(委員) 金銭のこととなるとシビアになると思われるが、医療機関側としてはサインい

ただいた時点で内容に同意いただいたという回答をされると思う。

(委員) 個室・大部屋の案内については、大部屋が満室だからという理由だけではなく、患者の病状等様々な要素を含めた上で判断しているものと思われる。相談者がどのように解釈されているかについては、相談事例だけで判断するのは難しいが、本当は大部屋に入れていたはずなのに個室を案内されたということを立証するとなると難しいと思う。記載内容について、相談だけで弁護士が高額の着手費用をいただくというのはない。しかし、難しい案件を弁護士がお受けする際は、このぐらいの金額をお話しさせていただくこともあると思う。相談だけするのであれば、高松市の市民相談等を御利用いただくのもよいと思う。最終的に弁護士にお願いし解決する等については、相談者が決定されることであるため、保健所としては今回の対応でよいと思う。

<H-4>

(委員) 鎮痛薬を短期間・医師の指示通り服用することで依存になるケースは稀である。事例に記載されている服用回数等は一般的なものであると思うが、医師から違う用法で処方されている場合があるので、より良い回答としては、医師が出した処方・対応の範囲内で服用することをお勧めするのが良かったと思われる。鎮痛薬にも依存があり、服用すると症状が和らぐため医師の指示を超えた服用をする方もいるため、鎮痛薬であるから絶対安全というわけではない。また、服用しても薬が効きにくい場合は、かかりつけ医に再度受診し処方・対応を含めた見直しの判断を再度してもらうのが良いと思う。

<医療安全推進会議全体を通しての意見>

(委員) 医療相談窓口だけでなく他の窓口にも言えることであるが、相談者が医療機関や行政をたらい回しになったことに対しお叱りを受けることがあり、しっかりとした対応をしなければならないと思っている。高松市の医療相談窓口がしっかりと対応されていることについては、感心している。

(4) その他

事務局から説明した。

(会長) 以上をもって、全ての議事を終了する。皆様の御協力により有意義な会となった。市民のためのより良い医療体制について、この会がその一助になればと思っている。

(閉会)